

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：赤城造林(有)

住所：群馬県沼田市利根町根利450番地

2. 指名停止措置期間 自 令和7年12月12日 1ヶ月
 至 令和8年1月11日

3. 事実概要

赤城造林(有)は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

このことにより、当該業者及び同社代表取締役（当時）は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 山岸 宏司

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564